

社会福祉法人が実施する海外事業について

概要

- ・ 「FATF第4次対日審査報告書の公表等について」（令和3年9月6日付事務連絡）のとおり、社会福祉法人が海外においてテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないよう、行動計画を着実に実施していく必要がある。
- ・ 社会福祉法人は、そもそも国内の様々な福祉ニーズを有する者への支援を行うための事業である社会福祉事業を行うことを目的とした法人であり、令和3年10月に実態把握のため行ったアンケートの結果からも、総合的なリスク評価は低いとしたところ（別添）。
- ・ 活動する国、地域等によっては、特に注意が必要であることから、引き続き、「社会福祉法人による海外事業の実施等について」（平成30年7月2日付社援基発0702第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）による取扱いの徹底をお願いするとともに、所轄庁において事業の継続的な把握を図る観点から、所要の改正を行うことも含めて検討中であるので、ご留意いただきたい。

依頼事項

1. 「社会福祉法人による海外事業の実施等について」による取扱いの徹底

- ・ 社会福祉法人が海外において事業を行う場合には、通知に示す事業の範囲等を踏まえつつ、定款への記載や、国内事業と拠点区分を分けた計算書類の作成を行うこととしているので、その取扱いを徹底するとともに、管内法人に該当がある場合には、今後も状況を把握しつつ、計算書類の届出や指導監査等の機会を捉えた適切な指導をお願いしたい。

2. 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策ホームページ」URLの周知

- ・ 財務省から、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策ホームページ」を開設した旨周知があったので、必要に応じ、管内法人への周知をお願いしたい。

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/

(別添) リスク評価概要について

- 全国の社会福祉法人において、海外事業を実施している法人数はごく少数。
- 社会福祉法人の提供する商品・サービスは、犯罪収益移転危険度調査書（以下、「調査書」という。）において危険性を認められている主な商品・サービスに該当しない。
- 社会福祉法人が海外事業において行う取引形態について、調査書において危険性を認められている非対面取引には該当せず、現金取引の場合でも、提供するサービスと紐付いており危険度は低い。また、外国との取引については、契約の相手方の属性の確認を実施していること又は契約の相手方が公的な立場に準ずる機関であることが多く、資金の追跡も困難ではないことから、危険度は低い。
- 社会福祉法人が取引相手としている国・地域は、FATFにおいて危険度が高いとしていない国・地域か、又は政府から認定された送出機関であることから危険度は低い。
- 社会福祉法人における福祉サービス等に関する技術支援に係る顧客の属性は福祉事業者、福祉人材の確保又は育成に係る顧客の属性は、日本で就労等を希望する学生等であり、①反社会的勢力、②国際テロリスト、③非居住者、④外国の重要な公的地位を有する者、⑤実質的支配者が不透明な法人には該当しないことから顧客の属性による危険度は低い。
- 以上のことから、社会福祉法人の総合的なリスク評価は低い。

(令和4年3月 福祉基盤課において実施)